

平成 31 年度

とちょう保育園
定期利用保育案内

(12 月利用者募集)

令和元年 10 月

(一財) 東京都人材支援事業団

とちょう保育園では定期利用保育を実施します。

このたび、10月17日（木）から10月29日（火）までの間、令和元年12月の定期利用保育の利用者を募集します。

1 とちょう保育園概要

- (1) 設置者 一般財団法人東京都人材支援事業団
- (2) 運営受託者 社会福祉法人尚徳福社会
- (3) 住所 新宿区西新宿2-8-1 東京都議会議事堂1階南側

2 定期利用保育

パートタイム就労などの短時間就労等を理由として都内在住の方又は都内在勤の方の生後6か月以上から小学校就学前の健康で集団保育可能なお子さんを、複数月継続して一時保育室で保育する制度です。

(1) 利用要件

申込時点で、下記のいずれかに該当していることが必要です。

- ① 居宅外で労働することを常態としていること。
- ② 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- ③ 原則、利用希望月初日（初日が土日祝の場合は翌日）から就労が決まっていること。

※同居の親族、その他の人が保育できる場合は該当しません。

※保育ルーム・認証保育所等、他の保育サービスとの同時利用はできません。

(2) 利用日時

- ① 月曜日から金曜日まで（祝日及び年末年始を除く）
- ② 8時30分～17時のうち1日8時間以内で、就労・通勤等で必要な時間の預かりとなります。

(3) 一日の利用定員

2名まで（年齢別の定員はありません。）

(4) 保育料

① 金額

1か月の利用時間	1か月の保育料	1か月の利用時間	1か月の保育料
40時間超～64時間以下	17,600円	128時間超～160時間以下	44,000円
64時間超～96時間以下	26,400円	160時間超～192時間以下	52,800円
96時間超～128時間以下	35,200円		

② 支払い

支払は以下のとおりとなります。

- ア 支払時期 月払い
- イ 支払方法 口座振替
- ウ 令和元年12月のスケジュール

対象月	通知書 発送時期	口座 振替日
12月	12月下旬	1月10日(金)

③ キャンセル等

ア 日単位のキャンセルは、保育料の減額はしません。

イ 月単位のキャンセルは、原則保育料の減額はしませんが、定期利用保育を利用しているお子さんの入院や保育園への入園等による場合に限り、利用月の前月20日（閉園日のときは直前の閉園日）までに所定の様式による申し出（要証明書類）があれば、キャンセルをする月の保育料はお支払いいただきません。

3 利用申込

(1) 募集人数

1名

(2) スケジュール

利用月	申込期間	結果発表	面談・ 健康診断	利用決定
12月	10月18日(金) ～ 10月29日(火)	11月上旬	11月22日 (金)午後	11月下旬
1月～3月	11月上旬頃 予定	11月中旬 予定	11月下旬 予定	12月上旬 予定

※12月の利用者に決定した場合であっても、その後の利用を希望される場合は改めて申込みが必要です。（現在、定期利用保育を利用されている方も同様です。）

(3) 申込方法

① 提出書類

別紙「提出書類一覧」に記載の書類をご用意のうえ、提出してください。

なお、ここに記載されている書類以外に、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

② 提出方法

郵送（申込期間の最終日17時必着）により提出してください。

③ 申込先

（一財）東京都人材支援事業団 保育所運営担当

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎32階

(4) 結果通知

すべての方に郵送で結果を通知します。

(5) 個人面談・健康診断

利用予定者に対して、個人面談・健康診断を実施し、集団保育が可能と判断された場合、利用を決定します。申込者全員に対して実施するわけではありません。（「4 利用者決定」に記載の順番で上位の方にのみ実施します。）

4 利用者決定

申込みされた方の状況に応じて、下記の方法で利用者を決定します。

利用希望月	決定順
12月	• 申込合計時間数の多い順 (申込合計時間数が同一の場合は、申込の対象となる利用希望月の直近の利用者を優先。その他は、抽選により決定。)
1月～3月	

5 その他

(1) 慣れ保育

当園の利用が初めての場合等は、利用初日から1週間程度は保育時間を短くし、お子さんの様子を確認しながら、徐々に通常の保育時間に近づけていく期間(慣れ保育期間)を設けます。この期間については、お子さんの状況を見ながら、園長が判断します。

(2) 保護者支援(おむつサービス)

希望者に、とちょう保育園で購入した紙おむつを有料で提供・処分するサービスを行います。

とちょう保育園で実施するその他の保護者支援の取組(モーニングカフェ、洋服レンタル・洗濯サービス、延長保育、体調不良児への対応等)は、定期利用保育の利用者にご利用いただくことができません。

6 提出書類様式

以下の様式はとちょう保育園の独自様式になります。

※(一財)東京都人材支援事業団公式ホームページからダウンロードできます。

- とちょう保育園定期利用保育申込書(様式1)
- 児童状況票(様式2)
- 就労(予定)証明書(様式3)
- 就労状況申告書(様式4)
- 復帰に関する申立書(様式5)

問合せ先

(一財)東京都人材支援事業団 保育所運営担当

電話 03-5320-7428(直通) 内線 57-982

提出書類一覧

1 1世帯につき必ず1部を提出

項目	対象者	必要書類
①	申込者全て	○「とちょう保育園定期利用保育申込書(様式1)」 ○「児童状況票(様式2)」 ○「利用を希望する子供の乳幼児医療証(コピー)」

2 保護者1人につき、それぞれ必ず提出

(1)

項目	対象者	必要書類
①	申込者全て	○「保護者の健康保険証(コピー)」

(2)

利用要件である就労の状況に対応する書類を提出してください。

項目	対象者	必要書類	対象者の状況に応じて必要となる書類	
			対象者	書類
① 就 労	自営以外	○「就労(予定)証明書(様式3)」	交替(シフト)制勤務の場合	直近2か月分の勤務(シフト)表のコピーも添付
			同伴就労している場合	○「就労状況申告書(様式4)」
			産休・育休取得中の場合	○「復帰に関する申立書(様式5)」
① 就 労	自営(祖父母等親族が経営を含む) 中心者 中心者以外	○「就労(予定)証明書(様式3)」 ○「就労状況申告書(様式4)」 ○「資格を示すもの(営業許可証等のコピー)」 ○「仕事の内容、仕事量の分かるもの(パンフレットや受注表等のコピー)」 ○「確定申告書(控)等」	産休・育休取得中の場合	○「復帰に関する申立書(様式5)」
	内職			